

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

フォレスト熊本

熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号

居宅介護支援契約書

利用者_____（以下「甲」という。）と事業者フォレスト熊本（以下「乙」という。）とは、居宅介護支援業務の委託に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、甲の同意の上で居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

2 乙は、居宅介護支援業務にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、_____年___月___日から_____年___月___日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（居宅介護支援の担当者）

第4条 乙は、乙に属する介護支援専門員（以下「丙」という。）に、甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合は、甲の状況とその意向に配慮して行います。

3 丙は常に身分証を携行し、初回訪問時及び甲やその家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

(居宅介護支援の内容)

第5条 乙は甲に対し、次の居宅介護支援を提供します。

- (1) 甲の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。)にかかる申請等について、甲の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行うこと。
- (2) 甲の心身の状況、置かれている環境、甲及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成すること。
- (3) 前号の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (4) 居宅サービス計画作成後においても、甲及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、これに基づく給付管理票を提出する等の給付管理業務を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行うこと。
- (5) 甲が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(居宅サービス計画の作成)

第6条 乙は、丙に次に定める事項を遵守させうえて、居宅サービス計画(ケアプラン)の原案の作成業務を行わせます。

- (1) 居宅サービス計画の原案の作成開始にあたり当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲又はその家族に提供し、甲が希望するサービスの種類等を調査すること。
 - (2) 居宅サービス計画の原案作成にあたっては、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込むこと。
 - (3) 前項の原案に盛り込まれた居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について甲に対して説明を行うこと。
- 2 乙は、丙に前項に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画作成業務を行わせます。
- 3 甲は丙が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について次の事項を丙に求めることができる
- (1) 複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。
 - (2) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため居宅介護支援業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(居宅サービス計画の変更等)

第8条 甲は、次のいずれかの事由が発生した場合には、速やかに乙に連絡しなければなりません。

(1) 居宅サービス計画の変更を希望する場合

(2) 居宅サービス計画を変更する必要がある生じた場合

2 乙は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅介護支援又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第10条 乙は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第11条 居宅介護支援に係る費用については、乙が熊本市に居宅介護サービス計画費として請求を行い、支払いを受けます。ただし、甲が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として、甲に請求します。

2 乙は、甲の選定により乙の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

3 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

(秘密保持)

第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、甲より委託された業務を行うにあたって、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(中立義務)

第13条 乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、或いは、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことがないよう公正中立に行わなければなりません。

(甲の解除権)

第14条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する暴力行為、著しい迷惑行為、その他のハラスメント行為 ※ 等、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、直ちにこの契約を解除することができます。

※一 介護支援専門員その他従事者に対する身体的暴力

(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)

二 介護支援専門員その他従事者に対する精神的暴力

(人の尊厳や人権を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

三 介護支援専門員その他従事者に対するセクシャルハラスメント

(好意的態度の要求、性的な嫌がらせ、意に沿わない性的な誘いかけ等)

(情報の保存・開示義務)

第16条 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況等に関する書類等を関係法令等に定められた期間保存しなければなりません。

2 前条第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合で、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合又は前条第2項の規定により乙がやむを得ずこの契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して甲の居宅サービス計画及びその実施状況等に関する書類等を交付しなければなりません。

(契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき

四 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六 甲が、死亡したとき

(損害賠償)

第18条 乙は、居宅介護支援を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負います。ただし、甲又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各1通ずつを保有します。

年 月 日

利用者甲 住所

氏名

代理人（選任した場合） 住所

氏名

事業者乙 住所 熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号

支援事業者（法人）名 一般財団法人 杏仁会

（事業所名） フォレスト熊本

（事業所番号） 4350180172

代表者名 理事長 伊津野 良治

同意書

契約書（第12条）にて、利用者又は、家族の個人情報の秘密保持は守られています。

しかし、主治医・行政機関・他のサービス事業所への連絡や、サービス担当者会議、災害や感染症発生に対する業務継続のために他居宅介護支援事業所との連携の為に、情報を共有することにご同意下さい。

個人情報を用いる場合、細心の注意をはらいます。

居宅介護支援事業所

フォレスト熊本

上記の件、同意します。

年 月 日

利用者甲 住所 _____

氏名 _____

代理人（選任した場合） 住所 _____

氏名 _____